

事前質問への回答

環境省 地下水・地盤環境室

質問項目	回答
対象となる物質・検出限界について	
「不検出管理」とするには何をすればよいか。	「有害物質を含む水」は、「水質汚濁防止法施行規則第6条の2の規定に基づく環境
有害物質を含む水とは、検出限界を下回ることをいう。とQ&A等に記載されているが、「検出限界を下回る」の意味を教えてください。・標準偏差の 10%?であれば、実際の計算方法 ・おおよそ環境基準もしくは、環境基準の 1/10 など	大臣が定める検定方法」(告示)によって定義されており、これにより測定し、検出されなければ、有害物質を含む水とは見なされません。例えば、シアノ基を含む化合物であっても同告示の検定方法によって検出されないものであれば、対象とはなりません。(「検出されない」とする濃度(定量限界)は、物質ごとに、同告示の備考欄に規定
有害物質の使用量による対象除外、免除の仕組みはあるのでしょうか。	されています。)
有害物質に該当するかどうかの判断基準はあるか。例えば、シアノ基を含むが、シアン化合物として検出されないものは、有害物質に該当するのか。	また、有害物質の使用量等についての規定はありません。
水濁法では、同法有害指定物質の貯蔵施設について、地下浸透しない構造とするよう義務付けられていますが、その他の物質(例えば 硫酸 酢酸)の貯蔵施設でも法的に地下浸透しない構造にする必要があるのでしょうか。	水質汚濁防止法施行令第2条で規定される 28 項目以外の物質を貯蔵する場合は、構造基準は適用されません。
有害物質は扱っていないが指定物質(DEHP 等)を扱って(購入、貯蔵、使用)いますので、指定施設に該当すると思いますが、新たに届出は必要でしょうか？	同施行令第3条の3で定める指定物質 56 項目(硫酸含む)を貯蔵する施設は指定施設に該当しますが、設置の届出は必要なく、また構造基準及び定期点検も適用され
塗料メーカーです。トルエン・キシレンの地下タンクを保有しております。今回の法改正で弊社が留意すべき点についてご教授のほどよろしく申し上げます。	ません。ただし、施設の破損等により公共用水域への排出や地下への浸透が発生し、人の健康又は生活環境に被害が生じるおそれがあるときは、公共用水域への排出、地下への浸透を防止するための措置を講じ、都道府県等に届け出なければなりません。 灰色マーカーは、講習会当日に配布した資料から修正した箇所になります。
法解釈等について	
63-3「石炭を燃料とする火力発電施設のうちの排ガス洗浄施設」は、有害物質使用特定施設であると思うが、環水土発第 030514001 号[土壤汚染対策法第 3 条第 1 項の土壤汚染調査について]では、上記特定施設は特定有害物質の「製造、使用又は処理」に該当しないと書かれている。結論としては、63-3 の上記特定施設は構造等に関する基準遵守義務はないと考えて間違いはないか。	当該通知は、水濁法の有害物質使用特定施設の判断にも適用されます。したがって、有害物質使用特定施設には該当しないため、構造基準等は適用されません。

<p>H27年6月以降に、既設の洗浄機が有害物質を使用した薬剤に変更の場合、有害物質使用特定施設の新設扱いとなって、A基準が適用されると聞いている。床を耐薬品性のコーティングをするにも、設備が巨大で持ち上げられず、設備下をコーティングできない場合はB基準の適用を認められないのか？A基準の見直し又はB基準も条件付で認められることはないのか？お聞きしたい。</p>	<p>法施行(平成24年6月1日)以降に新たに有害物質の使用等を開始し、有害物質使用特定施設となった場合には、A基準が適用されます。 施設下部の浸透防止策を講じない場合、「同等以上の措置」として、例えば、施設本体側で漏えい等を防止する構造とした上で、施設本体側で漏えいがないかを適切に点検するといった方法が考えられます。</p>
<p>タンク床面の設置面の漏洩を確認する方法は、液面管理でいいでしょうか？タンクの材質が腐食に強い材質を使用している場合、新たに受け皿を設置する必要があるのでしょうか？</p>	<p>A基準又はB基準に適合するには、受け皿(防液堤)又は同等以上の流出防止措置が必要です。「同等以上の措置」として、例えば、液面管理等により漏えい等を直ちに検知できるようにしつつ、漏えいした場合の回収の対応体制(ポンプ設備や吸収マット等による)を整えるなどの方法があります(マニュアルp.51)。</p>
<p>原料として有害物質を使用している訳ではなく、特定施設の反応機内で反応中に副生する場合は、その時の副生される量に関係なく届出は必要になるのか。</p>	<p>判断の分かれるところであり、いただいた情報のみでは一概にお答えできません。より具体的な情報を添えて、所管の自治体にお尋ねください。 なお、例えば、当該副生成物が反応容器内で一時的に生じるのみであるかどうか(反応プロセス中に消失するものであるかどうか)、当該副生成物が何らかの効果を期待して製品の一部分等として使用されるものであるかどうか、それとも不純物として処理(除去・無害化等)されるものであるかどうか、等の状況によって、必要とされる措置が異なってくると考えます。</p>
<p>構造的に設備を新設するような改造工事を行わないと基準を満たすことが出来ない場合は、地下水流の下流での地下水の分析を行うことで対応とすることは可能でしょうか。</p>	<p>そういった方法による対応も可能です。なお、点検の方法によって、点検の頻度も適切に設定していただく必要がありますのでご注意ください。例えば、周辺観測井での測定により点検する場合は、配管等を直接点検する場合と比べ、点検の頻度を高めていただくことが適切と考えられます。</p>
<p>使用している水道水中の硝酸性窒素および亜硝酸性窒素の濃度が、平成11年8月21日環境省告示39号で示している濃度を常時超えている。この水道水を流し台から排出した後の、地下浸透水への影響、排水などへの考え方は？</p>	<p>お尋ねのケースのように、当該事業場において有害物質を使用等していない場合は、地下浸透規制に関する限り、「有害物質を含む」ものとは判断されず、構造基準・点検等の対象となりません。しかし、排水基準については、用水中に最初から含有している有害物質も含めて、基準値以下とする必要があります。(ご参考:排水基準値はおおむね環境基準値の10倍の濃度に設定)</p>
<p>床面等の構造のマニュアル47頁には「揮発性有機化合物、酸性やアルカリ性の溶液などの…」と記載があるが、排水溝の場合のマニュアル73頁には「揮発性有機化合物の場合には…」としか記載されていない。つまり、酸性やアルカリ性の溶液という記載</p>	<p>排水溝の材質が酸・アルカリによる劣化のおそれがあれば、被覆が必要となりますが、容易に劣化するおそれがない場合には被覆の必要はありません。</p>

<p>はない。例えば、コンクリート構造のみの排水溝に酸性やアルカリ性の溶液が流れる場合、容易に劣化するおそれがないと判断すれば、必ずしもコンクリート上に不浸透性の被覆処理を施す必要はないと解して良いか。また、容易に劣化するおそれがないものの中に、洗浄水など希薄な溶液が流れる場合も加えても良いものか。</p>	
<p>有害物質特定施設に関する Q&A について(追加版)の質問 1 に関して、当該有害物質が製品の品質保持の目的で使用されている場合は有害物質使用特定施設に該当しないと記載されている点を具体的に知りたい。水溶液の防腐目的で有害物質が 1% 以下の添加であれば有害物質使用特定施設に該当しないとして判断していいのか？</p>	<p>原料の防腐等品質保持の目的で 1% 未満添加されている有害物質について、当該施設において品質保持以外の効果を期待して使用しているものでなければ、有害物質の使用等には該当しません。</p>
<p>・ガラス中の有害物質についてどのように扱っているか。</p>	<p>例えば砒素を含有するガラス等、有害物質を含む固体についても、溶解したり、粉状にすることを意図する場合には有害物質使用特定施設に該当します。</p>
<p>・定期点検の記録保管文書に守らなければいけない決まりはあるのでしょうか？</p>	<p>記録すべき項目が定められており、また 3 年間の保存が義務づけられています。</p>
<p>A 基準と B 基準の判別方法を詳細に知りたい。具体的には、A 基準にある「簡易に」という表現をどのように捉えればよいのかを知りたい。</p>	<p>「目視により容易に確認できる」とは、能動的に点検行為を行わなくとも、通常作業時に漏えい等があれば発見できる状況を想定しています。例えば、2 階部分に有害物質貯蔵施設が設置されており、その下の 1 階部分に事務室があって職員が常駐している場合等がこれに該当します。</p>
<p>本校は化学工学科を有する工業高校であるが、実習で使用した薬品の内、重金属は貯蔵タンクに廃棄している。酸・アルカリは中和させ、また薬品が附着した実験器具は流し台で洗浄している。本件の法を遵守するためには、学校として点検・管理を具体的にどのようにすべきかをご教示いただきたい。</p>	<p>有害物質を含む水が流れない排水溝等には構造基準は適用されません。従って、例えば、有害物質の付着した器具を洗浄する際、最初の数回分の洗浄水は廃液用の小型ポリタンク等の容器にため、その後に器具を洗浄施設で洗浄することにより、洗浄施設からの排水中に有害物質が含まれないようにする方法が考えられます。ただし、こうした取扱いとする場合は、そうした手順を常に徹底していただく必要があります。また、そうした手順が採られる場合でも、廃液を固定式の施設に貯蔵する場合は、有害物質貯蔵施設に該当する可能性があります。</p>
<p>研究機関における実験排水について、有害物質を含む廃液を回収し、使用した実験器具を数回洗浄した後、洗浄施設で洗浄する場合、その施設は有害物質使用特定施設と解釈してよろしいか。また、構造基準が適用となるか。例えば、年 1 回や月 1 回の測定により検出限界値未満であっても、常時確認されていなければ構造基準が適用となるのか。</p>	
<p>改正水濁法は有害物質を大量に使用・貯蔵する工場を想定して制定されたと思うのですが、検査施設では、試薬として使用する有害物質の量・頻度は大変少なく、点検については違和感を感じています。実態にそぐわない点検に手間や費用(配管内等の点検業務委託によるもの)をかけるものか苦慮しています。効率的な点検等アドバイスがあ</p>	

<p>りましたらご教示下さい。</p>	
<p>ジクロロメタンの漏洩防止対策としてライニングが必要な場合に、消防法危険物の貯蔵所で「ライニング不可」とされるような「他法令との不整合」が生じるケースの対応について。有害物質使用特定施設から、排水処理設備までの間に複数の中間タンクや調整槽を経由する場合の点検範囲について。</p>	<p>消防法により定期的な内部検査等が求められている場合は、それをもってA基準と同等以上の措置と判断することが可能です。(マニュアル p.52)</p>
<p>病院等の検査室や研究室に設置される洗浄施設は「流し台(シンク)」を意味するが、その場合の床仕様(構造基準)について設置されているフロア(部屋)の床面に構造基準が適用されるという理解でいいのか。また、試験器具等の共洗いを実施し、その廃水を流し台の下で一括タンクに溜め廃棄物処分する管理の場合においても床面に構造基準が適用されるのか。</p>	<p>「流し台(シンク)」が設置されているフロア(部屋)の床面に構造基準が適用されません。可動式の容器に溜めて、後に廃棄物として処理するものについては、有害物質貯蔵施設には該当せず、構造基準は適用されません。</p>
<p>地下水汚染未然防止のための構造と点検管理に関する事例集及び解説(平成25年6月)P11 ケース2における排水タンクCについて、排水処理施設の一部と判断されている。当該排水処理施設が自社の処理施設であれば、特定施設ではないため規制が適用されない。しかし、74号共同排水処理設備であれば特定施設の一部となり、タンクCにも規制が適用されるが、この場合構造基準はどのようになるのか(タンクCと排水処理施設の位置が十分に離れていても、床面及び周囲の構造基準はかかるのか)。</p>	<p>タンクCは排水溝等の一部であり、床面及び周囲の構造基準は適用されません。</p>